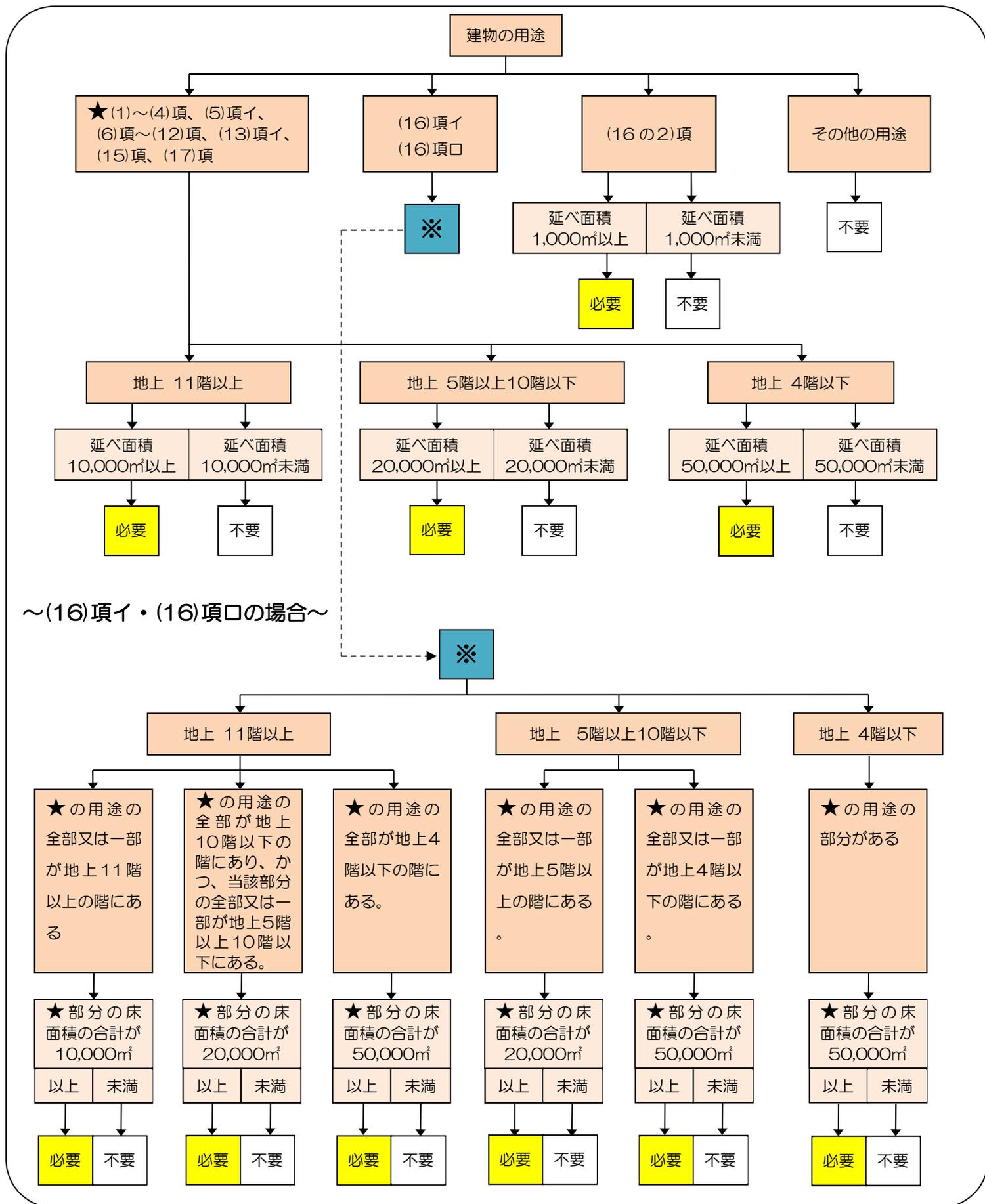


防災管理者が必要となる建物とは？？【消防法施行令第46条・消防法施行令第4条の2の4】

建物の用途については、消防法施行令別表第1（抜粋）を参照してください。



詳しくは、建物を管轄している消防署へお問い合わせください。